

# 基本目標3 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

## 課題 1

### 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

#### 多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画

■ 現状と課題 ■

DV<sup>\*P95</sup>（配偶者暴力）等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を大きく阻害する要因の一つです。

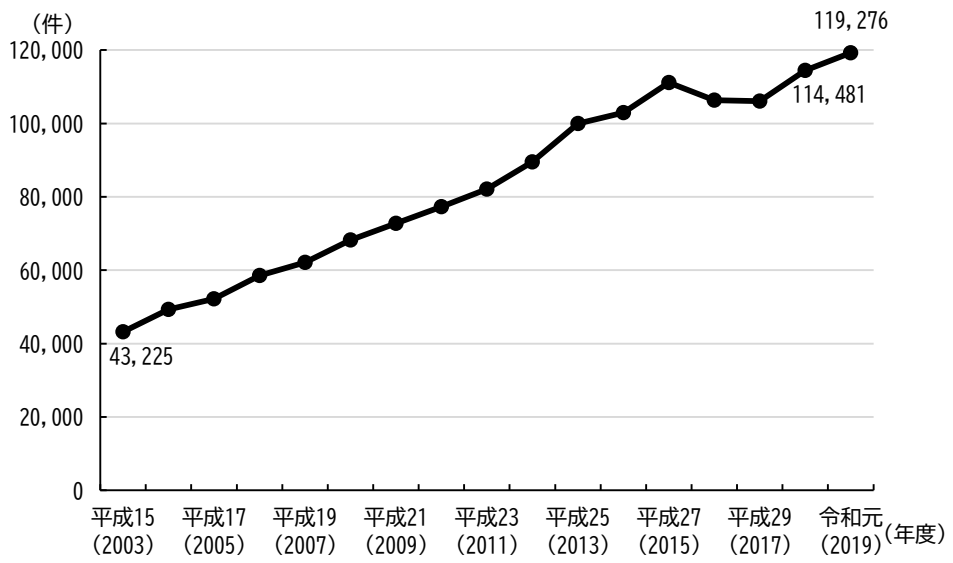
暴力は、被害者の自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生にも大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながる可能性もある深刻な問題です。さらに、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が薄いことから潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。

また、情報通信技術（ICT）の進化やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）<sup>\*P95</sup>などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若者を中心にデートDV<sup>\*P95</sup>の被害も増加しており、暴力の被害は一層多様化し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や在宅勤務などでDV<sup>\*P95</sup>の増加や深刻化がこれまで以上に懸念されており、全国においては配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加しているとともに、SNS<sup>\*P95</sup>やメールなどの多様な相談手法へのニーズが高まっています。

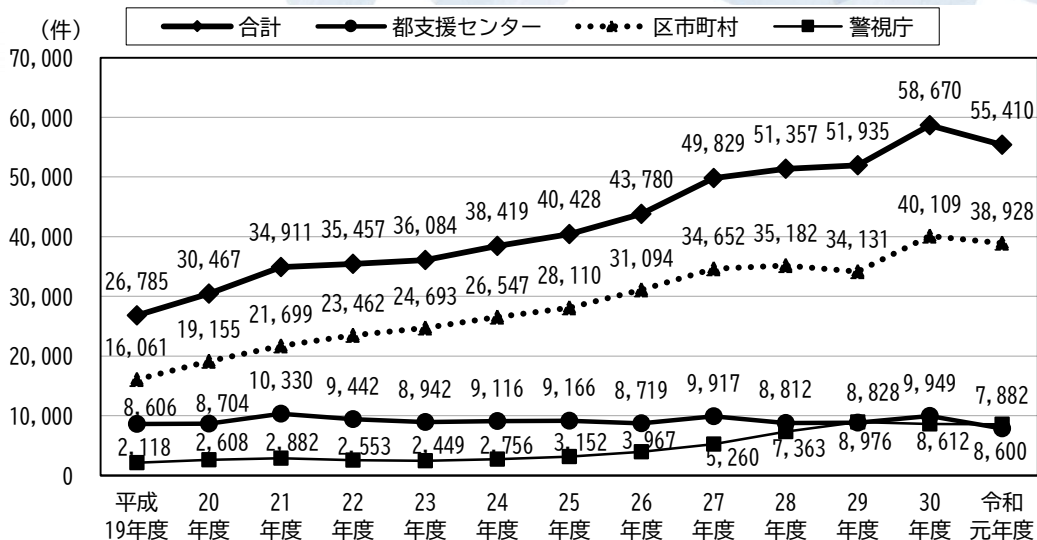
東京都内の配偶者暴力に関する相談の件数は、令和元（2019）年度をピークに、現在上昇傾向を示しています。

図表 39 配偶者暴力相談支援センター<sup>\*P95</sup>への相談件数の推移



出典：「配偶者暴力相談支援センター<sup>\*P95</sup>における配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」男女共同参画局

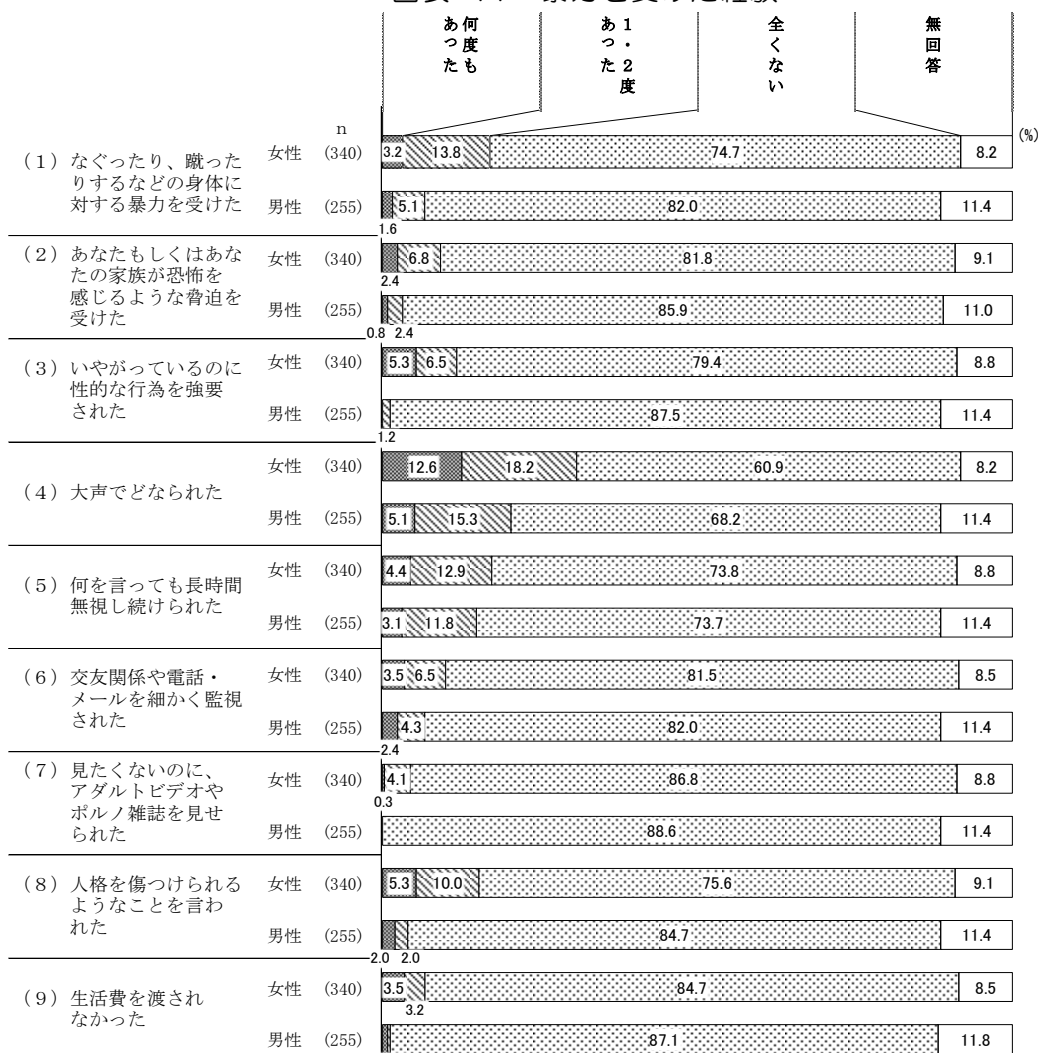
図表 40 東京都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



出典：東京都生活文化局

市民意識調査では、『大声でどなられた』という経験がある人は、女性で約3割、男性で約2割と最も多くなっています。また、暴力を受けた経験について性別にみると、すべての項目で「何度もあった」と「1・2度あった」の合計は、女性が男性を上回っています。

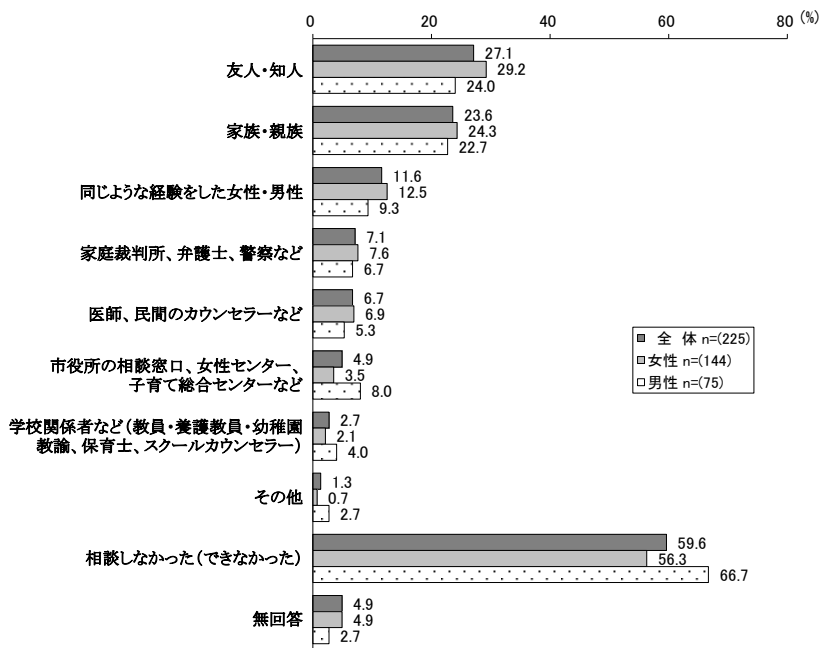
図表 41 暴力を受けた経験



出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

被害の相談先は「友人・知人」や「家族・親族」が多くなっている一方で、「相談しなかった（できなかった）」が過半数を占めており、市役所の相談窓口等への相談も少なく課題となっています。

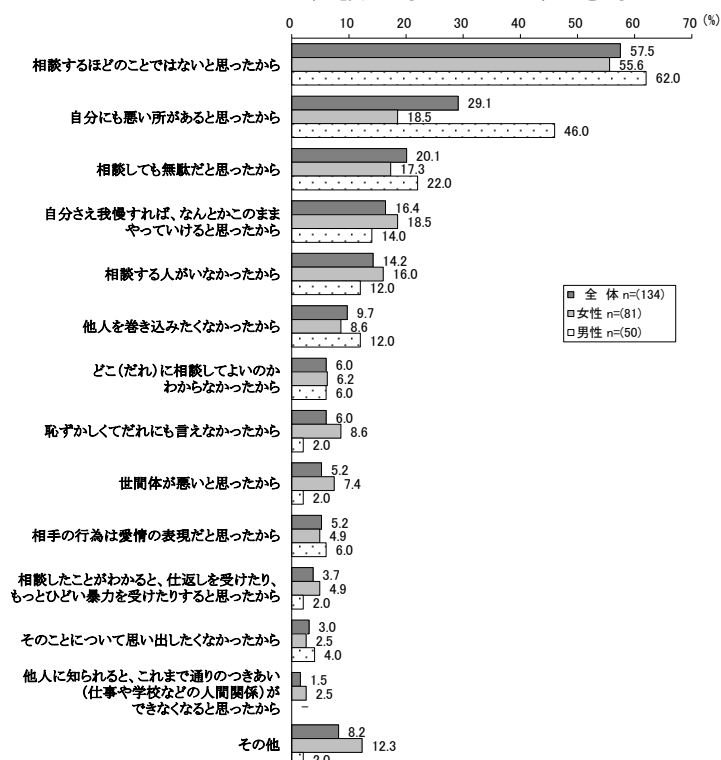
図表 42 暴力を受けたときの相談相手



出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

被害について相談しなかった（できなかった）理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」となっています。

図表 43 DV\*P95 について相談しなかった（できなかった）理由



出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

■ 施策の方向性 ■


暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い差別や偏見等が存在していることが考えられます。特に女性に対する暴力根絶の達成のためには、これらの解消が不可欠です。

配偶者等からの暴力の防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を継続的に行い、社会におけるジェンダー\*P95不平等の是正や意識改革を進めます。

また、特に若年層を対象に交際相手からのデートDV\*P95などの暴力の防止に向けた意識啓発を進めるとともに、被害にあった際の相談窓口の周知を図り、被害者支援に当たっては、相談から安全確保・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、暴力の形態や被害者の属性等に応じて早期から専門的な支援を関係機関等と連携して切れ目なく行います。

なお、本市では、この計画の本項を「多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画」と位置づけます。

■ 施策 ■

(1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供 **重点取組** 

配偶者等からの暴力など多様化するあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発や情報提供を行います。

◇ 目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
58	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発事業の実施回数	2事業	年2事業以上

◇ 事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
58	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	配偶者や交際相手からのDV*P95、性暴力、ストーーカー*P95行為、セクシュアル・ハラスメント*P95等のあらゆる暴力の防止に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター

■ 施策 ■


(2) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見に向けた意識啓発を進めるとともに、子どもに関する相談や健診等を通じてDV\*P95の早期発見につなげます。

◇ 目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
61	乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	健康推進課	乳児(3~4ヶ月児健康診査)健診の未受診者把握率と把握時期	100% 把握時期 2ヶ月以内	100% 把握時期 2ヶ月以内

◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
59	若年層を対象とした暴力の未然防止や早期発見に向けた意識啓発の実施	若年層（20代前半程度）やその保護者等を対象にあらゆる暴力の未然防止や早期発見に向けた意識啓発や情報提供を行います。	女性センター
60	 子どもと家庭に関する総合的な相談・支援の実施	子どもと家庭に関するあらゆる相談の中で、配偶者等からの暴力の早期発見と児童へ与える影響を伝えるとともに、必要に応じて適切な相談へと迅速につなぎます。	子ども家庭支援センター
61	乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	暴力の早期発見に向けて「ゆりかご TAMA」（妊婦面接）や乳幼児健診、歯科健診等の機会を通して家庭状況を把握します。	健康推進課

(3) 被害者の安全確保に向けた体制の充実

■ 施策 ■

「多摩市DV<sup>\*P95</sup>防止及び被害者保護に関する連絡会」を定期的で開催して関係機関との連携を強化します。また、DV<sup>\*P95</sup>被害者の安全を確保し、安心して自立した生活を送れるよう、庁内におけるDV<sup>\*P95</sup>被害者情報の管理徹底を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター機能<sup>\*P95</sup>について検討します。

◇目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
63	関係機関との連携強化	女性センター	「多摩市DV <sup>*P95</sup> 防止及び被害者保護に関する連絡会」の開催回数	1回	年2回以上

◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
62	被害者情報の管理の徹底	DV <sup>*P95</sup> 被害者の避難先等を加害者側に漏洩させないように、被害者情報を厳重に管理します。	女性センター
63	関係機関との連携強化	相談において緊急性が高い場合など国や東京都等の関係機関と連携して対応します。また、「多摩市DV <sup>*P95</sup> 防止及び被害者保護に関する連絡会」を定期的で開催して被害者の安全確保に向けて関係機関と連携体制を強化します。	女性センター
64	配偶者暴力相談支援センター機能 <sup>*P95</sup> の検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための「配偶者暴力相談支援センター <sup>*P95</sup> 」機能の整備について検討します。	女性センター

■ 施策 ■

(4) 被害者の自立支援に向けた体制の充実

DV<sup>\*P95</sup>被害者が自立した生活を送れるよう、TAMA女性センターと関係機関が連携して対応します。

◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
65	女性センター相談窓口の充実	DV <sup>*P95</sup> 等の暴力や生活、健康など女性を取り巻く様々な悩みや課題に関する相談を実施し、解決に向けたエンパワーメント(その人が持つ力を引き出すこと)を行います。	女性センター

■ 施策 ■

(5) 相談窓口の充実

DV<sup>\*P95</sup>被害者が気軽に相談窓口を利用できるよう、相談窓口の周知を進めます。また、相談を通してDV<sup>\*P95</sup>被害者を早期に発見し、被害者の安全確保と自立支援につなげます。

◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
66	<b>再掲</b> 女性センター相談窓口の充実	DV <sup>*P95</sup> 等の暴力や生活、健康など女性を取り巻く様々な悩みや課題に関する相談を実施し、解決に向けたエンパワーメント(その人が持つ力を引き出すこと)を行います。	女性センター

■ 施策 ■

(6) 関係機関との連携強化

庁内関係所管や関係機関との連携を強化し、DV<sup>\*P95</sup>被害者の相談から安全確保、自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで専門的な支援を関係機関等と連携して切れ目なく行います。

◇目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
67	関係機関との連携強化	女性センター	「多摩市DV <sup>*P95</sup> 防止及び被害者保護に関する連絡会」の開催回数	1回	年2回以上

◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
67	<b>再掲</b> 関係機関との連携強化	相談において緊急性が高い場合など国や東京都等の関係機関と連携して対応します。また、「多摩市DV <sup>*P95</sup> 防止及び被害者保護に関する連絡会」を定期的開催して被害者の安全確保に向けて関係機関と連携体制を強化します。	女性センター

課題

2

性に関するハラスメントやストーカー\*P95 行為、性暴力等の防止

■現状と課題■

セクシュアル・ハラスメント\*P95 やストーカー\*P95 行為、性暴力などは性犯罪を含む重大な人権侵害です。また、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるものであり、男女平等参画社会の実現を大きく阻害する要因の一つです。

特に、セクシュアル・ハラスメント\*P95 は、加害者の無自覚な言動によることも多く、職場のみならず、学校や地域社会等、様々な場面において起こり得るものです。東京都における職場でのセクシュアル・ハラスメント\*P95 の労働相談件数は、令和元（2019）年度は前年度に比べて63件増加し、2,099件となっており、増加傾向にあります。

また、近年では、性的な暴力が多様化しており、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス\*P95 問題、児童買春・児童ポルノ等をはじめとした特に10代から20代の若年層に対する性暴力被害に加え、出会い系アプリやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）\*P95 などのインターネットを通じた性暴力・性犯罪が深刻化しています。

世界的には、SNS\*P95 を中心にセクシュアル・ハラスメント\*P95 や性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになりました。

国においても、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として位置づけ、取組を強化しています。

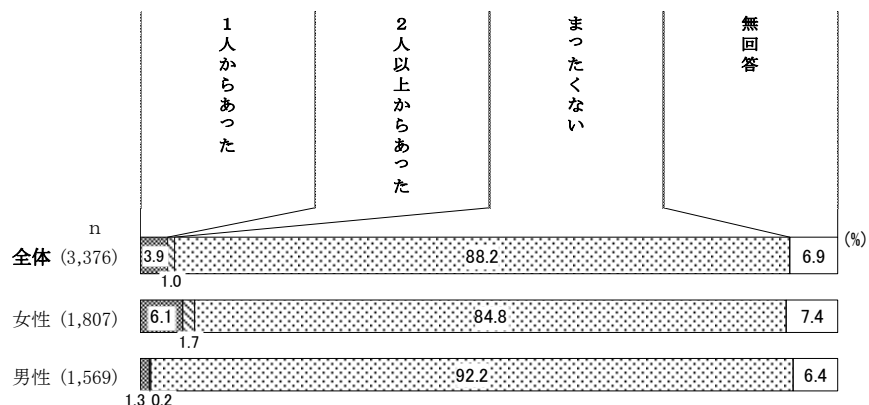
図表 44 セクシュアル・ハラスメント\*P95 労働相談件数の推移（東京都）

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
1,198 件	1,555 件	1,569 件	2,036 件	2,099 件

出典：「労働相談及びあっせんの状況」東京都労働局

国の調査では、これまでに無理やりに性交等された被害経験がある人は、女性で 7.8%、男性で 1.5%となっています。

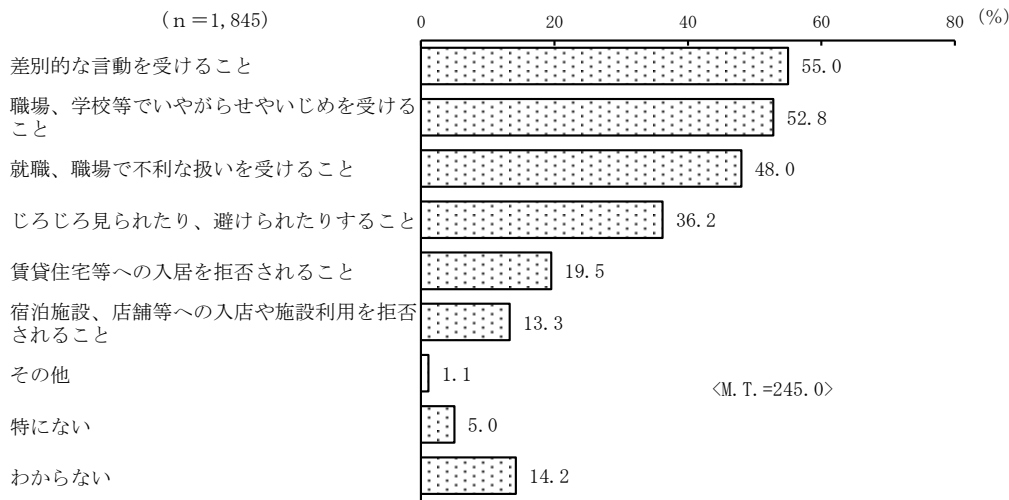
図表 45 無理やりに性交等された被害経験の有無（内閣府）



出典：「男女間における暴力に関する調査（平成 29（2017）年度）」内閣府

なお、都の調査では、LGBT等に関する人権問題として、「差別的な言動を受けること」が起きていると思うが 55.0%最も多くなっています。

図表 46 LGBT等に関する人権問題（東京都）



出典：「都民生活に関する世論調査（令和元（2019）年度）」東京都


■ 施策の方向性 ■

市民一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むセクシュアル・ハラスメント\*P95 やストーカー\*P95 行為、性暴力などの様々な暴力に気づき、暴力の防止に向けた行動ができるよう、意識啓発と情報提供を行います。

また、若年層に対するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）\*P95 などを通じた性暴力被害の予防や性的指向・性自認（SOGI）\*P95 に関する差別や偏見の解消及びハラスメントの防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。



■ 施策 ■


(1) セクシュアル・ハラスメント<sup>\*P95</sup> やストーカー<sup>\*P95</sup> 行為、性暴力の防止のための意識啓発と情報提供 **重点取組** 

セクシュアル・ハラスメント<sup>\*P95</sup> やストーカー<sup>\*P95</sup> 行為、性暴力等の暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。

◇目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
68	セクシュアル・ハラスメント <sup>*P95</sup> やストーカー <sup>*P95</sup> 行為、性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	女性センター 平和・人権課	セクシュアル・ハラスメント <sup>*P95</sup> やストーカー <sup>*P95</sup> 行為、性暴力等の防止に向けた意識啓発事業の実施回数	2事業	年1事業以上
69	教職員の男女平等参画意識の醸成	教育指導課	教職員を対象にした男女平等参画に関する研修の実施回数	1回	年1回以上

◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
68	セクシュアル・ハラスメント <sup>*P95</sup> やストーカー <sup>*P95</sup> 行為、性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報提供の実施	セクシュアル・ハラスメント <sup>*P95</sup> やストーカー <sup>*P95</sup> 行為、性暴力等の防止に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター 平和・人権課
69	<b>再掲</b> 教職員の男女平等参画意識の醸成	女性センターと連携して教職員に向けた男女平等に関する研修や意識啓発を推進します。	教育指導課
70	 <b>再掲</b> 児童・生徒の男女平等参画意識の醸成	学習指導要領等に基づき、授業を中心とした教育活動などで男女平等参画に関する指導を行います。また、男女平等参画推進に向けた教育環境を整備します。	教育指導課
71	市役所における職場環境づくり	市役所職場における、セクシュアル・ハラスメント <sup>*P95</sup> 等の防止に関する仕組みを活用した意識啓発や防止等の取組を推進します。	人事課

■ 施策

(2) 性的指向・性自認 (SOG I) \*P95 に関するハラスメントの防止のための意識啓発と情報提供

性的指向・性自認 (SOG I) \*P95 に関する差別や偏見の解消及びハラスメントの防止のための意識啓発と情報提供を行います。

◇ 目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
72	性的指向・性自認 (SOG I) *P95 に関する正しい理解の促進	女性センター 平和・人権課	性的指向や性自認 (SOG I) *P95 に関する意識啓発事業の実施回数	2 事業	年 2 事業以上

◇ 事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
72	<b>再掲</b> 性的指向・性自認 (SOG I) *P95 に関する正しい理解の促進	性的指向や性自認 (SOG I) *P95 による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター 平和・人権課

パープルリボン



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶の象徴です。  
暴力や虐待の根絶、防止を目指すパープルリボン運動は、1994年にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州のベルリンで始まり、以後さまざまな取組が進められています。  
内閣府は、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置付け、取組を一層強化しています。

オレンジリボン



子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

オレンジリボンは、子どもの虐待をなくす運動の象徴です。  
このオレンジ色は、里親で育った子どもたちが「子どもたちの明るい未来を示す色」として選んだといわれています。  
子ども虐待防止のオレンジリボンを広めることで、子どもの虐待をなくすことを呼びかけるオレンジリボン運動を通して、虐待のない社会を目指しています。

課題  
3

生涯を通じた健康支援

■現状と課題■

市民一人ひとりが人権を尊重し、互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の実現を目指すに当たっての大前提です。

特に、女性の心身の状態は、思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯を通じて大きく変化し、その後の人生設計を大きく左右する場合もあることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」\*P95の視点が重要です。さらに、女性特有のがんなど男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。男性についても、生活習慣病のリスクを抱える方の割合が高いことや、更年期障害があることも広く知られるようになりました。

また、望まない妊娠や性感染症などの課題も依然として残っていることから、学校での発達段階に応じた性教育も必要です。

スポーツ分野においては、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するため、男性に比べて女性の運動・スポーツ習慣者の割合が低いことに鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための取組が必要です。

図表 47 成人のスポーツ実施率（全国）

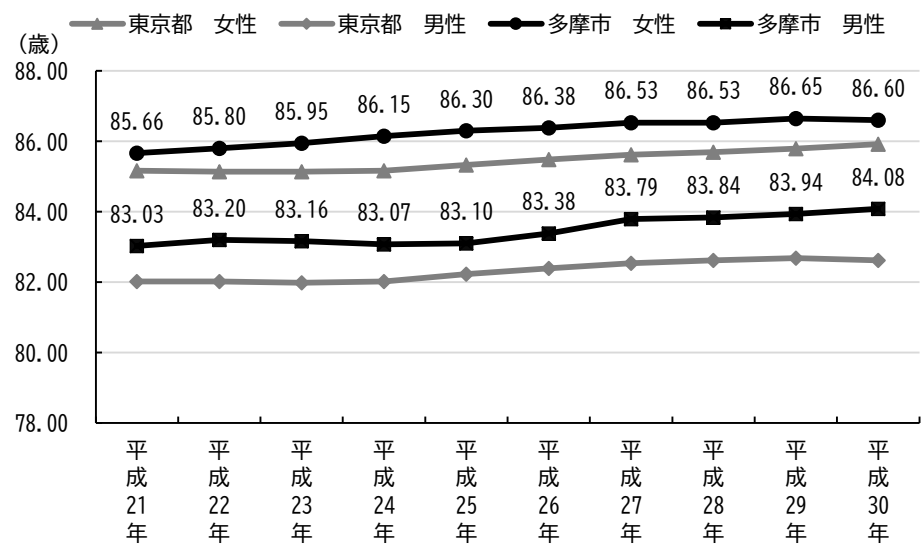
	週1日以上	週3日以上
成人（全体）	53.6%	27.0%
成人（男性）	55.8%	27.8%
成人（女性）	51.0%	25.9%

出典：「令和元年度スポーツ実施状況等に関する世論調査」スポーツ庁

本市では、「多摩市健幸まちづくり基本方針」に沿って、市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを実現させるための取組を進めています。65歳の方が「要介護2」以上の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その認定を受けた平均年齢である「65歳健康寿命（要介護2）」は平成21（2009）年度から上昇傾向にあります。身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感でき、健康で豊かな老後を実現するためには、健康寿命を延ばすための取組が重要となります。

図表 48 65歳健康寿命（要介護2）

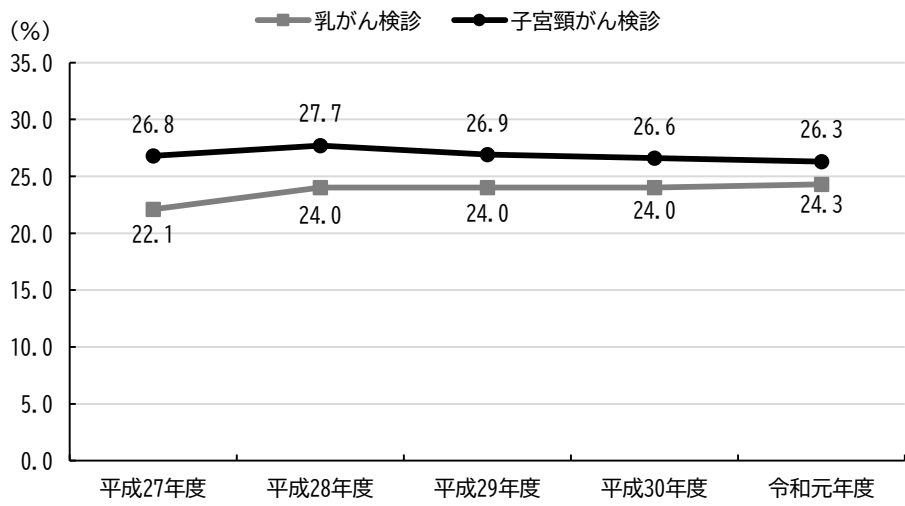
（※65歳の方が「要介護2」以上の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その認定を受けた平均年齢）



出典：多摩市健幸まちづくり推進室

本市の女性特有のがん検診の受診率は、平成27（2015）年度からの5年間に於いて大きな変動はなく、横ばいになっています。

図表 49 女性特有のがん検診の受診率（多摩市）



出典：令和元年度多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況評価報告書

■ 施策の方向性 ■

ジェンダー<sup>\*P95</sup>や年代に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進するとともに、誰もが心身及びその健康について主体的に自己決定することができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」<sup>\*P95</sup>の意識啓発と情報提供を行います。

また、市民一人ひとりが健康の保持増進ができるよう、身体的性差に応じた的確な検診や相談のほか、スポーツなどを通じた健康支援を行います。

■ 施策 ■

(1) ジェンダー<sup>\*P95</sup>や年代に応じた健康支援の充実

市立小・中学校の教職員を対象にし、性に関する指導を行うための研修や、女性に多いがんの早期発見に向けた検診の受診を促進するなど身体的な性差や発達段階・ライフステージに応じた健康支援を行います。

◇ 目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
73	性に関する教職員への研修と意識啓発	教育指導課	教職員を対象にした男女平等参画に関する研修の実施回数	1回	年1回以上
74	女性のライフステージに応じた健康支援の充実	健康推進課	女性特有のがん検診（乳がん、子宮がん）の受診率	乳がん 24.3% 子宮頸がん 26.3%	前年度比増

◇ 事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
73	性に関する教職員への研修と意識啓発	学習指導要領に基づき、小・中学生の発達段階を踏まえた性に関する指導を行うための教職員研修を実施します。	教育指導課
74	女性のライフステージに応じた健康支援の充実	女性特有の体の変化に応じた健康支援や性に関する健康支援を行います。特に女性に多いがん（乳がん、子宮がん等）の早期発見のための検診の受診を促進します。	健康推進課

## (2) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」

### \*P95 に関する意識啓発と情報提供

市民一人ひとりが主体的に妊娠や出産等について自己決定することができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」\*P95 に関する意識啓発と情報提供を行います。

#### ■ 施策 ■

#### ◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
75	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）*P95 の意識啓発と情報提供の実施	性の自己決定に関する知識を身につけ、互いの性を尊重できるように、市民や事業者に意識啓発や情報提供を行います。	女性センター

## (3) こころとからだの健康づくりに関する支援

市民の健康増進に寄与するための意識啓発や情報提供を行うとともに、相談やスポーツ等を通じた健康づくりに関する支援を行います。

#### ■ 施策 ■

#### ◇目標値の設定

事業番号	事業	担当課	指標	近況値	目標値
84	健康づくり地域活動の推進	健康推進課	健康づくり推進員の地区活動及び啓発活動の開催	63回	10回
85	スポーツを通じた健康づくり	スポーツ振興課	週1回以上スポーツをした人の割合（体操やウォーキング等を含む）	48.0%	70.0%

#### ◇事業一覧

No.	事業	事業の説明	主な担当課
76	女性のこころとからだの健康相談の充実	女性のこころとからだの健康を守るための各種相談を充実します。	健康推進課
77	子育てに関する相談の実施	子どものこころやからだなどの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	子ども家庭支援センター
78	子育てに関する相談の実施	地域子育て支援拠点事業に伴う利用者支援事業と、家庭と子どもの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	子ども家庭支援センター

No.	事業	事業の説明	主な担当課
79	子育てに関する相談の実施	子どものこころやからだなどの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	児童青少年課
80	子育てに関する相談の実施	子どものこころやからだなどの悩みに関する相談を実施し、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。	健康推進課
81	子どもの教育に関する情報の提供	子どもの教育にかかわること、情緒的・心理的な問題、学校での悩みやトラブルに関する相談等に応じ、必要に応じて関係機関等と連携して支援します。学校においてはスクールカウンセラーを窓口とした教育相談体制を整えるとともに関係相談機関の周知を図ります。	教育指導課
82	 健康知識・情報を伝える健康啓発事業	仕事や子育て、介護等で忙しい日々を送る働き盛りの市民に向けて、健康についての気づきを促すとともに、健康づくりを行いやすい環境づくりに取り組みます。	健康まちづくり推進室
83	 民間事業者と連携した健康啓発事業	女性の健康づくり支援にノウハウを持つ民間事業者と連携し、人生ステージ別の健康づくりを様々な場面で支援します。	健康まちづくり推進室
84	 健康づくり地域活動の推進	市民の健康増進に寄与するための健康づくり推進事業を実施します。	健康推進課
85	 スポーツを通じた健康づくり	誰もが生涯にわたり心身共に「健康」に暮らせるための健康づくり推進事業を実施します。	スポーツ振興課

多摩市健康マーク

健康都市



多摩市

多摩市は、身体面での健康だけでなく、だれもが幸せを実感できる「健康都市（スマートウェルネスシティ）」の実現に向けて取り組みを進めています。「健康都市」への取り組みについて広く周知し、身近に感じられるよう健康マークを定め、健康まちづくりのまちぐるみでの推進に活用しています。